

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福井県大野市井ノ口第22号5番地

氏 名 福光産業株式会社 代表取締役 福田 輝夫
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福井市長 西行 茂



許可の年月日 令和 7年 9月 30日
許可の有効年月日 令和 12年 9月 5日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (選別、破碎)

産業廃棄物の種類

選 別: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」、がれき類
(自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
以上8種類

破 碎: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」
(自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
以上6種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 ①選別施設、②破碎施設

(2) 設置場所 ①福井県福井市宿布町10字4番1、②福井県福井市宿布町10字1番

(3) 設置年月日 ①平成27年6月30日、②令和5年5月31日

(4) 処理能力 ①80m³/日 (稼動時間8時間)、②4.8t/日 (稼動時間8時間)

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成12年 9月 6日 新規許可
- 平成14年 9月 12日 変更許可
・事業の区分に「中間処理 (破碎)」を追加する。
- 平成16年 3月 24日 再交付
・木くずの破碎施設を追加する。
- 平成17年 9月 6日 更新許可
- 平成22年11月19日 更新許可

(裏面有り)

- (6) 平成25年 1月21日 再交付
 - ・木くずの破碎施設の変更
- (7) 平成27年10月19日 更新許可
 - ・選別施設の変更
- (8) 令和 2年 2月27日 再交付
 - ・中核市移行に係る許可番号及び許可権者の変更
 - ・法人名称の変更
 - ・破碎施設（移動式、木くずの破碎）に係る記載の削除
- (9) 令和 2年11月 9日 更新許可
- (10) 令和 5年 8月 3日 再交付
 - ・破碎施設の変更
- (11) 令和 7年 9月30日 更新許可

4. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無